

令和8年度 神奈川歯科大学系属 緑ヶ丘女子中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある重大な人権侵害です。

本校は、基督教の愛の精神を教育の基盤としており、建学の精神「至誠一貫」「温雅礼節」のもと、生徒一人一人が互いを尊重し、安心して学び、自らの可能性を伸ばすことのできる学校づくりをめざしています。

その実現のため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校におけるいじめの防止、早期発見及び適切な対応に関する基本方針を定めます。

Ⅰ いじめに対する基本的な考え方

本校は、次の認識のもとにいじめ防止に取り組みます。

1. いじめは、いかなる理由があっても許されない行為である。
2. いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得るものである。
3. いじめは、被害生徒の立場に立って判断する。
4. いじめを見て見ぬふりをすることも、いじめに加担する行為である。
5. 教職員は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
6. 学校・家庭・地域・関係機関が連携して生徒を守る。

2 いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条に基づき、

「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

3 いじめ防止のための取組

(1) 人権教育の推進

すべての教育活動を通じて、人権尊重の精神を育みます。

- 他者を尊重する態度の育成
- 多様性を認め合う教育の推進
- 情報モラル教育の充実
- SNS 利用に関する指導

(2) 自己肯定感・自己有用感の育成

本校の教育活動を通して、生徒が「自分らしさ」を認めることができ、互いの成長を支え合える環境づくりを行います。

- すべての生徒の成長をめざす「オール・マーク」
- すべての生徒の「絆づくり」と「居場所づくり」
- 全教職員チームによる生徒指導

(3) 相談しやすい環境づくり

生徒が悩みを抱え込まないよう、相談体制を整備します。

- 担任による定期面談
- 養護教諭との連携
- スクールカウンセラーの活用
- 教育相談窓口の周知

4 いじめの早期発見

いじめは見えにくい場所で発生することが多いため、教職員は日頃から生徒の小さな変化を見逃さないよう努めます。

具体的な取組

- 定期的な「いじめに関するアンケート」の実施
- 個人面談の実施
- 校内巡回による観察
- 保護者との情報共有
- SNSトラブルへの注意喚起
- 欠席・遅刻・早退状況の確認

5 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、速やかに事実確認を行い、組織的に対応します。

(1) いじめを受けた生徒への支援

- 安全確保を最優先とする
- 心理的ケアを行う
- 保護者と連携し継続的に支援する

(2) いじめを行った生徒への指導

- 行為の背景を丁寧に把握する
- 自らの行為を振り返らせる
- 再発防止に向けた指導を行う

(3) 周囲の生徒への指導

- 傍観者にならない意識を育てる
- 学級全体の人間関係改善を図る

(4) 保護者との連携

対象生徒・関係生徒の保護者と十分な連携を図りながら、問題の解決と再発防止に取り組めます。

6 いじめ防止対策委員会

本校は、いじめ防止対策を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。

構成

校長 副校長 教頭 教頭補佐 事務長 生徒指導部長 養護教諭 スクールカウンセラー

その他校長が必要と認める者

役割

- いじめ防止対策方針の策定・見直し
- いじめ事案への対応協議
- 教職員研修の企画
- 関係機関との連携

7 重大事態への対応

いじめにより、

- 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- いじめを理由とした転校や退学があった場合
- 生徒及びその保護者から、重大事態に至ったという申し立てがあった場合

には、法令及び関係機関の指針に基づき、速やかに学校法人及び神奈川県へ報告するとともに、適切な調査及び対応を行います。

8 保護者・地域との連携

いじめの防止及び早期発見・早期対応のためには、学校だけでなく家庭や地域との連携が不可欠です。

本校は、

- 保護者会
- 学校ホームページ
- 教育相談

等を通じて情報共有を行い、生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

9 「いじめ防止対策方針」の改定、「いじめ防止基本方針」の策定・公開について

本校は、「いじめ防止対策方針」を平成26年4月に策定しました。以降、「いじめ防止対策方針」は、毎年度の更新・見直しを経て運用を継続しています。

今般、令和8年度の運用にあたり、「いじめ防止対策方針」を最新版として改定するとともに、本校のいじめに関わる基本的な取組の方向性を改めて明示し、生徒・保護者の方々への周知を徹底するため、この「いじめ防止基本方針」の策定・公開に至りました。